

2019年度第12回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 2020年3月11日（水） 15時05分～15時31分

場 所：1号館 1-0513 演習室

構成員数： 4名（定足数2名）

出席者： 4名（定足数充足）

欠席者： 0名

議 長： 植村栄治（法務研究科長）

議案：

議案1. 2020年度以降の法務研究科運営に係る諸事決議及び法務研究科事務室の態勢について

議長より、大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）における廃止に至るまでの管理運営体制整備に関する規則第4条において、法務研究科教授会の存置期限は法務研究科の在学生在が全員修了するまでと規定されており、教授会がなくなった後の運営に係る諸事の決議は、同規則第11条で臨機の処置として、法務研究科に所属していた学部教員による合議により決定していくとされている、2019年度において在学生在が全員修了するため、以後2020年度は3名、2023年度までは2名の教員の合議によっていくことの確認が為された。次いで、法務研究科事務室は存続するが事務機能は大学院事務室に移行するため、法務研修生や学習指導員に係る事項の処理及びその他臨機の処置の必要が生じた場合、大学院事務室事務長から法務研究科に所属していた学部教員にメール連絡し、本メールに対し相互に意見交換あるいは賛否の確認をして諸事を決定していくことにし定期の会合を行わないこと、大学院事務室の土曜日の窓口業務は12時までであるため、学習指導員及び法務研修生への対応は12時までとなること、平日は9時から17時までの対応となることの確認が為された。このことについて、教授会を構成する教員から、教員が直接会って話し合いをもつことが必要な事案が発生した場合、大学院事務室事務長経由で各教員に連絡し、打合せ会議を設定することの確認が為され、教授会はこれを了承した。他の教授会を構成する教員より、以後対外的に法科大学院を代表する者としては学長とするのが妥当であると考えられるが、次期学長の合意を得る必要があるため、予め新学長と法務研究科に所属していた学部教員との間の打合せ会議を設定する必要がある旨課題が提起された。この他、TKCは来年度も今年度同様に使用可能であること、並びに大学内の法務研究科に係るホームページは現状通りであることの確認が為された。

教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 2019年度大東文化大学学位記授与式挙行中止について

議長より、資料に基づき、新型コロナウイルス感染症蔓延抑止に対応するため2019年度学位授与式挙行中止が決定され、学位記は個々の学生にレターパックを用いて郵送することになった旨の報告が為された。

2. 後期成績について

議長の指名により教務委員会委員長より、後期の成績について異議申し立てが為されなかったため、前回の教授会通り確定した旨報告が為された。

3. 2019年度法科大学院教員親睦会決算報告について

議長の指名により、事務室事務長より、資料に基づき、2019年度法科大学院教員親睦会決算の報告、及び、残金は2019年4月10日（水）開催の2019年度第1回大学院法務研究科（法科大学院）教授会で決せられている通り、学園に納入（法務研究科事務室予算におけるその他の雑収入への入金処理）することの報告が為された。

4. その他

(1) 2020年度大学院役職者について

議長より、2019年度大学院役職者一覧について報告が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は15時31分閉会を宣した。

以上